

活動計算書

自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日

特定非営利活動法人ジーエルエム・インスティテュート

[税込] (単位：円)

【経常収益】			
【受取会費】			
正会員受取会費	153,000		
賛助会員受取会費	80,000	233,000	
【受取寄付金】			
受取寄付金		14,550	
【受取助成金等】			
受取助成金		184,104	
【事業収益】			
開発援助人材養成事業収益	3,224,602		
技術協力、専門家派遣等事業収益	7,274,289	10,498,891	
【その他収益】			
受取 利息	65		
為替 差益	26,397	26,462	
経常収益 計			10,957,007
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
給料手当	4,710,770		
講師謝金等	2,479,045		
人件費計	7,189,815		
(その他経費)			
プロジェクト等現地経費	804,177		
印刷製本費(事業)	188,312		
会議費(事業)	16,830		
旅費交通費(事業)	472,245		
通信運搬費(事業)	46,167		
消耗品費(事業)	31,840		
保険料(事業)	4,830		
租税公課(事業)	200		
支払手数料(事業)	20,570		
その他経費計	1,585,171		
事業費 計		8,774,986	
【管理費】			
(人件費)			
役員報酬	12,640		
給料 手当	409,700		
法定福利費	632,618		
人件費計	1,054,958		
(その他経費)			
印刷製本費	5,083		
会議費	20,632		
旅費交通費	25,321		
通信運搬費	92,310		
消耗品費	13,797		
賃借料	232,210		
接待交際費	3,364		
諸会費	32,000		
租税公課	600		
支払手数料	66,816		
為替 差損 (管理)	172		
その他経費計	492,305		
管理費 計		1,547,263	
経常費用 計			10,322,249
当期経常増減額			634,758
【経常外収益】			
経常外収益 計			0
【経常外費用】			
過年度損益修正損		2,285	
経常外費用 計			2,285
税引前当期正味財産増減額			632,473
法人税、住民税及び事業税			7
当期正味財産増減額			632,466
前期繰越正味財産額			12,743,503
(内次期繰越金)		(4,743,503)	
(内人づくり基金)		(5,000,000)	
(内プロジェクト実施支援基金)		(3,000,000)	
次期繰越正味財産額			13,375,969
(内次期繰越金)		(5,375,969)	
(内人づくり基金)		(5,000,000)	
(内プロジェクト実施支援基金)		(3,000,000)	

(注) その他の事業は行っていない

貸借対照表

2023年12月31日 現在

特定非営利活動法人ジーエルエム・インスティテュート

[税込]（単位：円）

科目	金額		
I 資産の部			
1 流動資産			
（現金・預金）			
小口 現金	119,038		
普通 預金	9,715,828		
現金・預金 計	9,834,866		
（売上債権）			
未 収 入 金	3,582,510		
売上債権 計	3,582,510		
（棚卸資産）			
貯 蔵 品	336		
棚卸資産 計	336		
（その他流動資産）			
前払 費用	23,100		
立 替 金	48,550		
仮 払 金	50,000		
その他流動資産 計	121,650		
流動資産合計		13,539,362	
2 固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			13,539,362
II 負債の部			
1 流動負債			
未 払 金	3,963		
預 り 金	159,430		
流動負債合計		163,393	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			163,393
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		12,743,503	
当期正味財産増減額		632,466	
正味財産合計			13,375,969
負債及び正味財産合計			13,539,362

監査報告書

2024年2月13日

特定非営利活動法人
ジーエルエム・インスティテュート
代表理事 西野 桂子 様

特定非営利活動法人
ジーエルエム・インスティテュート

監事

DocuSigned by:
野中 敏博
E2B4DF31C8EA40E...



特定非営利活動促進法第 18 条の規定、及び特定非営利活動法人ジーエルエム・インスティテュートの定款、第 4 章第 15 条 4 項の規定に基づき、2023 年度（2023 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日まで）における理事の業務執行の状況および財産状況について監査した結果、適法かつ正確であることを認めます。

以上